

7 森推第 695 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 35 条第 1 項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定します。

令和 7 年 10 月 30 日

長野県知事 阿 部 守 一

1 望月原特定猟具使用禁止区域（銃器に限る）

(1) 区域

佐久市印内地籍の市道 2 号線と市道印内上線との交点を起点とし、同点から同市道印内上線を北東進し、同市道印内上線と農道経塚 1 号との接点に至り、同点から同農道を東進し、同農道と認定外道路大沢との接点に至り、同点から同認定外道路大沢を南進し、同認定外道路大沢と市道瓜生・御牧原線との接点に至り、同点から同市道を南進し、認定外道路との接点に至り、同点から同認定外道路を西進し、同認定外道路と市道 2 号線との接点に至り、同点から同町道を北進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域。（面積約 76 ヘクタール）

(2) 存続期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 17 年 10 月 31 日まで

2 古谷ダム特定猟具使用禁止区域（銃器に限る）

(1) 区域

南佐久郡佐久穂町大日向地籍の国道 299 号と町道落合臼石線との接点（落合橋）を起点とし、同点から同国道を東進し、同国道と抜井川との接点（臼石橋）に至り、同点から同川を西進し、同川と古谷ダム左岸との接点に至り、同点から同左岸を西進し、同左岸と古谷ダム堰堤との接点に至り、同点から同ダム堰堤を西進し、同堰堤と町道落合臼石線との接点に至り、同点から同町道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。（面積 35 ヘクタール）

(2) 存続期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 17 年 10 月 31 日まで

3 八千穂高原特定猟具使用禁止区域（銃器に限る）

(1) 区域

佐久穂町大字八郡字八ヶ岳地籍の八柱川と国道 299 号線との交点を起点とし、同点から同国道を南東進し、同国道と町道 2-155 号線（蓬間線）との交点に至り、同点から同町道を北東進し、同町道と町道 2-157 号線（蓬間中道線）との交点に至り、同点から同町道を北西進し、更に北進し、町道 2-157 号線（蓬間中道）と町道 2-181 号（畑北線）の交点に至り、同点から町道 2-181 号線（畑北線）を西進し、同町道と林地と横道原東

耕地との境界線との接点に至り、同点から同境界線を南西進し、同境界線と国道 299 号線との接点に至り、同点から同国道を北進し、同国道と町道横道線との接点に至り、同点から同町道を北東進し、同町道と町道 128 号線との交点に至り、同点から同町道を北西進し同町道と東松井原の林地と西耕地との境界線との接点に至り、同点から同境界線を北東進し、更に南西進し、同境界線と勝見沢水路との交点に至り、同点から同水路を北進し、同水路と町道中松井沢線との交点に至り、同点から同町道を北東進し、同町道と町道 115 号線に至り同点から同町道を北進し、同町道と西松井線との交点に至り、同点から同町道を北東進し、同町道と町道 2-181 号線（畑北線）との交点に至り、同点から同町道を東進し、北進し、更に西進し同町道と岩株東側耕地と林地との境界線との接点に至り、同点から同境界線を南西進し、同境界線と町道 2-95 号線との接点に至り、同点から同町道を南西進し、同町道と町道 2-99 号線（枝沢線）との交点に至り、同点から同町道を南西進し、同町道と国道 299 号線との接点に至り、同点から同国道を南進し、東進し、更に西進し、同国道と佐久穂町有別荘地と同町林の境界線との接点に至り、同点から同境界線を南進し同境界線と八柱川との交点に至り、同点から同川を東進して起点に至る線に囲まれた一円の地域。（面積約 180 ヘクタール）

(2) 存続期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 17 年 10 月 31 日まで

4 高登谷高原特定猟具使用禁止区域（銃器に限る）

(1) 区域

南佐久郡川上村原地籍の村道南沢線と高登谷高原別荘地界との交点を起点とし、同点から同別荘地界を北進し、同別荘地界と川上村有林界との接点に至り、同点から同村有林界を東進し、更に東南進し、同村有林界と南沢との交点に至り、同点から同南沢を西進し、同南沢と川上村有林界との接点に至り、同点から同村有林界を西進し、同村有林界と高登谷高原別荘地界との接点に至り、同点から同別荘地界を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。（面積約 120 ヘクタール）

(2) 存続期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 17 年 10 月 31 日まで

5 川上村千曲川河川敷（その 2）特定猟具使用禁止区域（銃器に限る）

(1) 区域

南佐久郡川上村居倉の下木戸橋と村道 5137 号線の交点を起点とし、同点から同村道を東進し同村道と居倉橋との交点に至り、同点から同橋を北進し同橋と居倉本線との交点に至り、同点から西進し同線と下木戸橋との交点に至り、同点から同橋を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域。

（面積 3 ha）

(2) 存続期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 17 年 10 月 31 日まで

6 川上村千曲川河川敷（その 3）特定猟具使用禁止区域（銃器に限る）

(1) 区域

南佐久郡川上村秋山の秋山 3 号橋と村道 6103 号との交点を起点とし、同点から同村道を東進し同村道と秋山 1 号橋との交点に至り、同点より同橋を北進し同橋と秋山学校線・西向線との交点に至り、同点から同線を西進し同線と秋山 3 号橋との交点に至り、同点から同橋を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約 2.5ha）

(2) 存続期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 17 年 10 月 31 日まで

7 森下特定猟具使用禁止区域（銃器に限る）

(1) 区域

南牧村海ノ口 655-1 番地と国道 141 号線の交点を起点し、同点から同国道を南進し同国道と村道 2069 号線との交点に至り、同点から同村道を南西進し同村道と南牧村海ノ口 1465-3 番地との交点に至り、同点から杣添川を南東進し同川と南牧村海ノ口 1474-9 との交点に至り、同点から杣添川の右岸側を北進し、同川と千曲川との接点に至り、同点から千曲川の右岸側を北西進し同川の右岸側と南牧村海ノ口 268-2 番地との交点に至り、同点から千曲川を西進して起点に至る線に囲まれた一円の地域。（面積約 29.5 ヘクタール）

(2) 存続期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 17 年 10 月 31 日まで

8 上田リサーチパーク特定猟具禁止区域（銃器に限る）

(1) 区域

上田市大字下之郷地籍の市道下之郷須川線と市道構迎原 11 号線との接点を起点とし、同点から市道を北進し、市道東塩田 14 号線との接点に至り、同点から市道を東進し、三郎川との接点に至り、同点から同川を北西進し、塩田運動公園南側道路との接点に至り、同点から同道路を東進し、市道東塩田 11 号線との接点に至り、同点から同市道を北西進し、民有林 2 林班イ小班 13 と国有林の境界との接点に至り、同点から同境界を東進し、民有林 2 林班イ小班 14 及び 15 及び 160 林班イ小班 1 との接点に至り、同点を東進し、民有林 2 林班イ小班と 160 林班ロ小班的接点に至り、同点から民有林 2 林班イ小班と 160 林班と 161 林班の林班界との接点に至り、同点から民有林 2 林班と 160 林班の林班界を南東進し、民有林 160 林班と 161 林班との接点に至り、同点から民有林 2 林班と 160 林班の林班界沿いに南東進し上田リサーチパーク内、日経松尾（株）北川に至り、同点を南進し農道富士山 124 号線との接点に至り、同点から上バリノ沢と民有林 3 林班イ小班 502 との接点に同点を農道下之郷 110 号線沿いに北西進し市道富士山運動公園線との接点に至り、同点から同市道を南進し、民有林と農地の境界との接点に至り、同点から同境界を北西進し、上田市道東塩田 18 号線との交点に至り、同点から同市道を北西進し、市道構迎原 13 号線

との接点に至り、同点から同市道を北西進し、市道下之郷須川線との接点に至り、同点から同市道を東進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域。

(面積約 70 ヘクタール)

(2) 存続期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 17 年 10 月 31 日まで

9 東塩田林間工業団地銃猟禁止区域（銃器に限る）

(1) 区域

上田市大字富士山字久保の上田市道久保峠線と上田市道鴻ノ巣線との接点を起点とし、同点から同市道鴻ノ巣線を北東進し、民有林と国有林の境界との接点に至り、同点から同境界を東進し、同市と小県郡丸子町の境界との接点に至り、同点から同境界を南進し、民有林 36 林班ロ小班5と同林班ト小班7の境界との接点に至り、同点から同境界を北西進し、民有林 36 林班と民有林 37 林班の境界との接点に至り、同点から同境界を北進し、上田市道富士山 49 号線との接点に至り、同点から同市道を北進し、県道別所丸子線との接点に至り、同点から同県道を西進し、通称北の入池西端道路との接点に至り、同点から同道路を北西進し、上田市道富士山 108 号線との接点に至り、同点から同市道を北東進し、上田市道久保峠線との接点に至り、同点から同市道を東進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域。(面積 150 ヘクタール)

(2) 存続期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 17 年 10 月 31 日まで

10 信州丸子高原グリーンヒル特定猟具禁止区域（銃器に限る）

(1) 区域

小県郡丸子町大字腰越地籍の小県郡丸子町道腰越北佐久線と小県郡丸子町道深山原山1号線との交点を起点とし、同点から小県郡丸子町道腰越北佐久線を南東進し、小県郡丸子町と同郡長和町の町界との交点に至り、同点から同町界を北西進し、民有 林 87 林班二小班 17 界との交点に至り、同点から同林小班と民有林 88 林班イ小班との境界を東進し、民有林 87 林班ホ小班と民有林 88 林班イ小班的境界との交点に至り、同点から民有林 87 林班ホ小班と同林班へ小班との境界を東北進し、民有林 87 林班ハ小班界との交点に至り、同点から同境界を南進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域。(区域面積約 30ha)

(2) 存続期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 17 年 10 月 31 日まで

11 諏訪湖特定猟具使用禁止区域（銃器に限る）

(1) 区域

諏訪湖水面一円の区域（1,330 ヘクタール）

(2) 存続期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 12 年 10 月 31 日まで（5 年間）

12 上の山特定猟具使用禁止区域（銃器に限る）

(1) 区域

上伊那郡辰野町小野雨沢波沼地籍の国道 153 号と県道檜川岡谷線の交点を起点とし、同点から同県道を西進し、中村地籍において同県道と町道藤沢中村線の交点に至り、同点から同町道を北東進し、同町道と駒沢川の接点（丸山橋）に至り、同点から同川を東進し、同川と国道 153 号の接点に至り、同点から同国道を南進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域（面積約 135 ha）

(2) 存続期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 17 年 10 月 31 日まで

13 枥ヶ洞特定猟具使用禁止区域（銃器に限る）

(1) 区域

飯田市上郷黒田地籍の野底川とアシ沢との合流点を起点とし、同点から同川を北西進し、同川と豆沢との合流点に至り、同点から通称麦ツキ平に通じる尾根を北東進し、同尾根と野底山森林公園歩道との接点に至り、同点から同歩道を北東進し、同歩道と飯田市座光寺と同市上郷の境界との接点に至り、同点から同境界を南東進し、一の沢三角点（標高 875.3 メートル）を経て、同境界と野底山公園歩道との接点に至り、同点から同歩道を南進し、同歩道と市道山田パイロット線の接点に至り、同点から同市道を東進し、同道と市道枥ヶ洞山田線との接点に至り、同点から市道枥ヶ洞山田線を南進し、同市道と保安林界との交点に至り、同点から同保安林界を南西進し、保安林界と市道八幡原線との交点に至り、同点から同市道を西進し、同市道と保安林界との交点に至り、同点保安林界を北進し、更に西進し、更に南進し、同保安林界とアシ沢との交点に至り、同点から同沢を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。（面積約 70 ヘクタール）

(2) 存続期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 17 年 10 月 31 日まで

14 喬木唐沢特定猟具使用禁止区域（銃器に限る）

(1) 区域

下伊那郡喬木村阿島地籍の主要地方道伊那生田飯田線と村道 507 号線の接点を起点とし、同点から同主要地方道を北東進し、同道と村道 223 号線の接点に至り、同点から村道 223 号線を東進し、同道と村道 51 号線の接点に至り、同点から村道 51 号線を東進し、同道と村道 245 号線

の接点に至り、同点から村道 245 号線を南進し、通称犇牛原の南端に至り、同点から同原南端を西進し、通称ハコナギ西尾根上部に至り、同点から同尾根を南進し、同尾根と鞍馬沢の接点に至り、同点から同沢を西進し、同沢と村道 507 号線の交点に至り、同点から同道を北西進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域。（面積 24 ヘクタール）

(2) 存続期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 17 年 10 月 31 日まで

15 蕨原特定猟具使用禁止区域（銃器に限る）

(1) 区域

木曽郡木祖村大字蕨原の県道奈川木祖線と五反田橋との接点を起点とし、同点から同県道を南進し、木曽郡木祖村道大洞線との接点に至り、同点から同村道を南進し、大洞橋との接点に至り、同点から同橋を西進し、林道蕨原線との接点に至り、同点から同林道を北進し、同林道から木曽郡木祖村道小学校線に通じる歩道との接点に至り、同点から同歩道を東進し、同村道との接点に至り、同村道を北進し、五反田橋との接点に至り、同点から同橋を東進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約 28 ヘクタール）

(2) 存続期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 17 年 10 月 31 日まで

16 落倉特定猟具使用禁止区域（銃器に限る）

(1) 区域

北安曇郡白馬村北城地籍の県道千国北城線と姫川支流の 1 級河川楠川との交点（瀬戸の橋）を起点とし、同点から楠川を北西進し北安曇郡白馬村と同郡小谷村の村界との接点に至り、同点から同村境を北西進し、更に東進し、更に南東進し同村界と東京電力の送電線・黒部北幹線との交点に至り、同点から同送電線を南進し村道 3097 号線との交点に至り、同点から同村道を南東進し、更に南進し同村道を村道 0209 号線との接点に至り、同点から村道 0209 号線を東進し、更に南進し、更に西進し同村道と県道千国北城線との接点に至り、同点から同県道を南西進し、更に北西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域。（面積約 240ha）

(2) 存続期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 17 年 10 月 31 日まで

17 夜間瀬川特定猟具使用禁止区域（銃器に限る）

(1) 区域

下高井郡山ノ内町大字平穏地籍の県道宮村湯田中停車場線の星川橋を起点とし、同点から同県道を南西進し、国道 292 号線との交点に至り、同点

から同国道を北西進し、山ノ内町と中野市との市町界に至り、同点から同市町界を北東進し、国道 403 号線の夜間瀬橋との交点に至り、同点から同国道を東進し、下高井郡山ノ内町道砂止夜間瀬線との交点に至り、同点から同町道を南東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約 91 ヘクタール）

(2) 存続期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 17 年 10 月 31 日まで

18 樽川特定猟具使用禁止区域（銃器に限る）

(1) 区域

飯山市大字瑞穂地籍の県道飯山野沢線と烏川との交点を起点とし、同点から同川を西進し、樽川右岸の堤防道路との接点に至り、同点から同堤防道路を南進し、下高井郡木島平村道 604 号線と交点に至り、同点から同村道を西進し、樽川左岸堤防道路との交点に至り、同点から同堤防道路を北進し、飯山市大字瑞穂 337 番地 270 との接点に至り、同点から飯山市道 4-302 号線の庚申塔を直線で結び庚申塔に至り、同点から同市道を南進し、県道飯山野沢線との交点に至り、同点から県道飯山野沢線を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約 20 ヘクタール）

(2) 存続期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 17 年 10 月 31 日まで

森林づくり推進課 鳥獣対策係
